令和６年門真市議会第３回定例会

議　案　書

門　真　市

第３回定例会付議事件目次

ページ

第１　**報告第６号**　令和５年度門真市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について　…… 1

第２　**承認第８号**　専決処分の承認を求めることについて（令和６年度門真市一般会計補正予算（第５号）について）　…… 3

第３　**承認第９号**　専決処分の承認を求めることについて（令和６年度門真市一般会計補正予算（第６号）について）　…… 19

第４　**承認第10号**　専決処分の承認を求めることについて（令和６年度門真市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について）　…… 29

第５　**議案第54号**　令和５年度門真市水道事業剰余金の処分について　…… 45

第６　**議案第55号**　令和５年度門真市公共下水道事業剰余金の処分について　…… 46

第７　**議案第56号**　（仮称）門真市立生涯学習複合施設整備工事請負契約の一部変更について　…… 47

第８　**議案第57号**　動産の取得について　…… 49

第９　**議案第58号**　大阪広域水道企業団規約の一部変更に関する協議について　…… 50

第10　**議案第59号**　大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について　…… 52

第11　**議案第60号**　市長等の退職手当の支給額の特例に関する条例の制定について　…… 54

第12　**議案第61号**　門真市附属機関に関する条例の一部改正について　…… 56

第13　**議案第62号**　門真市立図書館条例の一部改正について　…… 58

第14　**議案第63号**　門真市国民健康保険条例の一部改正について　…… 63

第15　**議案第64号**　門真市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正等について　…… 65

第16　**議案第65号**　門真市立市民交流会館条例の廃止について　…… 70

第17　**議案第66号**　令和６年度門真市一般会計補正予算（第７号）　…… 73

第18　**議案第67号**　令和６年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）　…… 141

第19　**議案第68号**　令和６年度門真市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）　…… 159
第20　**議案第69号**　令和６年度門真市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）　…… 171
第21　**議案第70号**　教育委員会教育長の任命について　…… 182
第22　**議案第71号**　教育委員会委員の任命について　…… 184
第23　**認定第１号**　令和５年度門真市歳入歳出決算認定について　…… 186
第24　**認定第２号**　令和５年度門真市水道事業会計決算認定について　…… 187
第25　**認定第３号**　令和５年度門真市公共下水道事業会計決算認定について　…… 188

報告第６号

令和５年度門真市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第３条第１項及び第22条第１項の規定により、令和５年度門真市の健全化判断比率及び資金不足比率を別冊監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和６年９月５日　提出

門真市長　宮本　一孝

記

１　健全化判断比率　（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
－	－	3.9	4.3
(11.87)	(16.87)	(25.0)	(350.0)

備考

１　実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、いずれも実質赤字額がないため「－」と表示している。

２　（　）内は、本市における早期健全化基準である。

２　資金不足比率　（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率	資金不足比率の算定に用いる事業の規模
水道事業会計	－	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号。以下「政令」という。）第17条第１号の規定による。
公共下水道事業会計	－	政令第17条第１号の規定による。

備考　資金不足比率については、資金不足額がないため「－」と表示している。

承認第８号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令和６年９月５日　提出

門真市長　宮本　一孝

記

令和６年度門真市一般会計補正予算（第５号）について

専決第８号

令和６年度門真市一般会計補正予算（第５号）について

令和６年度門真市一般会計補正予算（第５号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

記

令和６年度門真市一般会計補正予算（第５号）

令和６年度門真市の一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ245,377千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77,470,829千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　既定の債務負担行為の追加は、「第２表債務負担行為補正」による。

令和６年７月11日　専決

門真市長　宮本　一孝

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
14 国庫支出金		23,505,361	165,377	23,670,738
	1 国庫負担金	14,304,781	165,377	14,470,158
18 繰入金		3,287,521	80,000	3,367,521
	1 基金繰入金	3,287,521	80,000	3,367,521
歳　　入　　合　　計		77,225,452	245,377	77,470,829

歳　　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
4 衛生費		3,940,812	243,220	4,184,032
	1 保健衛生費	1,375,404	243,220	1,618,624
12 予備費		54,805	2,157	56,962
	1 予備費	54,805	2,157	56,962
歳　出　合　計		77,225,452	245,377	77,470,829

第２表　　債務負担行為補正

追　　加

事　　項	期　　間	限　　度　　額
健（検）診及び予防接種医療機関請求書等点検入力業務委託（２）（新型コロナワクチン定期接種追加分）	令和７年度 ～ 令和８年度	千円 715

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　　括

（歳　　入）

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
14 国庫支出金	23,505,361	165,377	23,670,738
18 繰入金	3,287,521	80,000	3,367,521
歳　　入　　合　　計	77,225,452	245,377	77,470,829

（歳　　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
4 衛生費	3,940,812	243,220	4,184,032
12 予備費	54,805	2,157	56,962
歳　出　合　計	77,225,452	245,377	77,470,829

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
165,377			77,843
			2,157
165,377	0	0	80,000

２　　歳　　入

１４款　国庫支出金

１項　国庫負担金

目	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
2 衛生費国庫負担金	54,808	165,377	220,185
計	14,304,781	165,377	14,470,158

１８款　繰入金

１項　基金繰入金

10 財政調整基金繰入金	150,000	80,000	230,000
計	3,287,521	80,000	3,367,521

節		説明
区　分	金　額	
	千円	千円
13 新型コロナワクチン定期接種助成金	165,377	新型コロナワクチン定期接種助成金

1 財政調整基金繰入金	80,000	財政調整基金繰入金

１４款　国庫支出金　１８款　繰入金

3　歳　出

4款　衛生費

1項　保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健衛生総務費	540,468	2,086	542,554				2,086
2 予防費	475,397	241,134	716,531	165,377 国庫支出金 165,377			75,757
計	1,375,404	243,220	1,618,624	165,377	0	0	77,843

12款　予備費

1項　予備費

1 予備費	54,805	2,157	56,962				2,157
計	54,805	2,157	56,962	0	0	0	2,157

節		説　　明
区　　分	金　　額	
	千円	千円
13 委託料	2,086	○施策評価対象外事業
		庶務関連事務（健康増進課） 2,086
		委託料 2,086
		各種業務委託料（費用） 2,086
		健康管理システム業務委託料 2,086
11 需用費	347	○生涯を通じた健康づくりと病気の予防対策
		健診・各種がん検診等事業 275
13 委託料	234,481	委託料 275
		各種業務委託料（費用） 275
20 扶助費	6,306	請求書等点検入力業務委託料 275
		予防接種事業 240,859
		需用費 347
		印刷製本費 347
		委託料 234,206
		各種業務委託料（費用） 234,206
		新型コロナワクチン接種業務委託料 234,206
		扶助費 6,306
		予防接種給付費 6,306

４款　衛生費　１２款　予備費

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国府支出金	地方債	その他	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
健（検）診及び予防接種医療機関請求書等点検入力業務委託（２）（新型コロナワクチン定期接種追加分）	715	－	－	令和７年度 ～ 令和８年度	715	－	－	－	715

承認第９号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令和６年９月５日　提出

門真市長　宮本　一孝

記

令和６年度門真市一般会計補正予算（第６号）について

専決第９号

令和６年度門真市一般会計補正予算（第６号）について

令和６年度門真市一般会計補正予算（第６号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

記

令和６年度門真市一般会計補正予算（第６号）

令和６年度門真市の一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳出予算の総額77,470,829千円の範囲内で更正し、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第１表歳出予算補正」による。

令和６年８月９日　専決

門真市長　宮本　一孝

第１表　　歳出予算補正

歳　　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
3 民生費		34,876,480	1,681	34,878,161
	1 社会福祉費	13,714,645	1,681	13,716,326
12 予備費		56,962	△1,681	55,281
	1 予備費	56,962	△1,681	55,281
歳　出　合　計		77,470,829	0	77,470,829

歳出補正予算事項別明細書

1　総　　括

（歳　　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
3 民生費	34,876,480	1,681	34,878,161
12 予備費	56,962	△1,681	55,281
歳　出　合　計	77,470,829	0	77,470,829

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
			1,681
			△1,681
0	0	0	0

2　歳　出

3款　民生費

1項　社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 老人福祉費	2,547,173	1,681	2,548,854				1,681
計	13,714,645	1,681	13,716,326	0	0	0	1,681

12款　予備費

1項　予備費

1 予備費	56,962	△1,681	55,281				△1,681
計	56,962	△1,681	55,281	0	0	0	△1,681

節		説　　明
区　　分	金　　額	
	千円	千円
28 繰出金	1,681	○高齢者への支援
		介護保険サービス実施事業　1,681
		繰出金　1,681
		他会計への繰出金　1,681
		地域支援事業繰出金　1,681

3款　民生費　１２款　予備費

承認第10号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令和６年９月５日　提出

門真市長　宮本　一孝

記

令和６年度門真市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について

専決第10号

令和６年度門真市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について

令和６年度門真市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

記

令和６年度門真市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

令和６年度門真市の介護保険事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,719千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,273,153千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　既定の債務負担行為の追加は、「第２表債務負担行為補正」による。

令和６年８月９日　専決

門真市長　宮本　一孝

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
3 国庫支出金		3,340,474	3,359	3,343,833
	2 国庫補助金	806,943	3,359	810,302
5 府支出金		1,875,559	1,679	1,877,238
	2 府補助金	71,263	1,679	72,942
6 繰入金		2,419,981	1,681	2,421,662
	1 一般会計繰入金	2,419,981	1,681	2,421,662
歳　　入　　合　　計		14,266,434	6,719	14,273,153

歳　　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
3 地域支援事業費		442,929	8,725	451,654
	2 包括的支援事業・任意事業費	213,778	8,725	222,503
4 基金積立金		62,238	△2,006	60,232
	1 基金積立金	62,238	△2,006	60,232
歳　出　合　計		14,266,434	6,719	14,273,153

第２表　　債務負担行為補正

追　　加

事　　項	期　　間	限　　度　　額
介護認定事務委託	令和７年度 ～ 令和８年度	千円 26,175

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　　括

（歳　　入）

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
3 国庫支出金	3,340,474	3,359	3,343,833
5 府支出金	1,875,559	1,679	1,877,238
6 繰入金	2,419,981	1,681	2,421,662
歳　入　合　計	14,266,434	6,719	14,273,153

（歳　　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
3 地域支援事業費	442,929	8,725	451,654
4 基金積立金	62,238	△2,006	60,232
歳　出　合　計	14,266,434	6,719	14,273,153

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
5,038		1,681	2,006
			△2,006
5,038	0	1,681	0

2　　歳　　入

3款　国庫支出金

2項　国庫補助金

目	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
2 地域支援事業交付金	139,586	3,359	142,945
計	806,943	3,359	810,302

5款　府支出金

2項　府補助金

1 地域支援事業交付金	69,789	1,679	71,468
計	71,263	1,679	72,942

6款　繰入金

1項　一般会計繰入金

2 地域支援事業繰入金	69,820	1,681	71,501
計	2,419,981	1,681	2,421,662

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）	3,359	現年度分

2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）	1,679	現年度分

1 地域支援事業繰入金	1,681	地域支援事業繰入金

介護保険事業特別会計

3　歳　出

3款　地域支援事業費

2項　包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 任意事業費	46,611	8,725	55,336	5,038 国庫支出金 3,359 府支出金 1,679		1,681 繰入金 1,681	2,006
計	213,778	8,725	222,503	5,038	0	1,681	2,006

4款　基金積立金

1項　基金積立金

1 介護給付費等準備基金積立金	62,238	△2,006	60,232				△2,006
計	62,238	△2,006	60,232	0	0	0	△2,006

節		説　　明
区　　分	金　　額	
	千円	千円
13　委託料	8,725	○高齢者への支援
		任意事業　8,725
		委託料　8,725
		各種業務委託料（費用）　8,725
		介護認定事務委託料　8,725

25　積立金	△2,006	○施策評価対象外事業
		介護給付費等準備基金積立事業　△2,006
		積立金　△2,006
		特定目的基金（固定資産）　△2,006
		基金積立金　△2,006

介護保険事業特別会計

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国府支出金	地方債	その他	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
介護認定事務委託	26,175	−	−	令和７年度 〜 令和８年度	26,175	15,114	−	5,041	6,020

議案第54号

令和５年度門真市水道事業剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第２項の規定により、令和５年度門真市水道事業剰余金を次のように処分するにつき、議会の議決を求める。

令和６年９月５日　提出

門真市長　宮本　一孝

記

区分	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
	円	円	円
当年度末残高	6,559,425,939	23,272,270	688,293,616
議会の議決による処分額	433,000,000	0	△683,000,000
減債積立金の積立	0	0	△50,000,000
建設改良積立金の積立	0	0	△200,000,000
資本金への組入	433,000,000	0	△433,000,000
処分後残高	6,992,425,939	23,272,270	(繰越利益剰余金) 5,293,616

議案第55号

令和５年度門真市公共下水道事業剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第２項の規定により、令和５年度門真市公共下水道事業剰余金を次のように処分するにつき、議会の議決を求める。

令和６年９月５日　提出

門真市長　宮本　一孝

記

区分	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
	円	円	円
当年度末残高	4,161,108,030	12,238,800	1,185,735,729
議会の議決による処分額	520,614,455	0	△1,097,503,500
減債積立金の積立	0	0	△576,889,045
建設改良積立金の積立	0	0	0
資本金への組入	520,614,455	0	△520,614,455
処分後残高	4,681,722,485	12,238,800	(繰越利益剰余金) 88,232,229

議案第56号

（仮称）門真市立生涯学習複合施設整備工事請負契約の一部変更について

（仮称）門真市立生涯学習複合施設整備工事について、次のとおり請負契約の一部を変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第８号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

令和６年９月５日　提出

門真市長　宮本　一孝

記

令和５年３月22日門真市議会第１回定例会において議決のあった（仮称）門真市立生涯学習複合施設整備工事請負契約について、契約金額「6,216,100,000円」を「7,051,071,489円」に改める。

参考資料

1	工　事　名	（仮称）門真市立生涯学習複合施設整備工事
2	契約の方法	総合評価一般競争入札
3	契 約 金 額	6,216,100,000円
4	契約の相手方	大阪市中央区北浜三丁目５番29号 株式会社大林組大阪本店 取締役副社長執行役員大阪本店長　村田　俊彦
5	完 成 期 限	令和７年11月30日

令和５年３月22日　　原案可決

議案第57号

動産の取得について

次のとおり動産を取得するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第８号）第３条の規定により、議会の議決を求める。

令和６年９月５日　提出

門真市長　宮本　一孝

記

１　取得する動産　　消防ポンプ自動車　１台

２　取 得 価 額　　23,430,000円

３　取得の相手方　　大阪市中央区北久宝寺町二丁目２番13号
日本機械工業株式会社大阪営業所
所長　酒井　秀樹

議案第58号

大阪広域水道企業団規約の一部変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第１項の規定により、大阪広域水道企業団規約（平成22年11月２日許可）の一部を次のように変更することについて関係市町村と協議するので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和６年９月５日　提出

門真市長　宮本　一孝

提案理由

大阪広域水道企業団の共同処理する事務に岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市に係る水道事業の経営に関する事務を追加することについて関係市町村と協議を行うため、本案を提出するものである。

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

大阪広域水道企業団規約（平成22年11月２日許可）の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変更後	変更前
別表第２（第３条関係） 岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村	**別表第２**（第３条関係） 藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村

附　則

この規約は、令和７年４月１日から施行する。

議案第59号

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の３第１項の規定により、大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成19年１月17日許可）の一部を次のように変更することについて関係市町村と協議するので、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

令和６年９月５日　提出

門真市長　宮本　一孝

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第48号）による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う現行の被保険者証の廃止等に当たり、関係市町村と協議を行うため、本案を提出するものである。

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成19年１月17日許可）の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

<table>
<tr><th>変更後</th><th>変更前</th></tr>
<tr><td>

別表第１（第４条関係）

<table>
<tr><td>項</td><td>関係市町村において行う事務</td></tr>
<tr><td colspan="2">略</td></tr>
<tr><td>２</td><td>資格確認書等の引渡し</td></tr>
<tr><td>３</td><td>資格確認書等の返還の受付</td></tr>
<tr><td colspan="2">～　略</td></tr>
</table>

別表第２（第17条関係）

<table>
<tr><td>略</td></tr>
</table>

備考

１　高齢者人口割については、前年度の９月30日現在の住民基本台帳に基づく満75歳以上の人口による。

２　人口割については、前年度の９月30日現在の住民基本台帳に基づく人口による。

</td><td>

別表第１（第４条関係）

<table>
<tr><td>項</td><td>関係市町村において行う事務</td></tr>
<tr><td colspan="2">略</td></tr>
<tr><td>２</td><td>被保険者証及び被保険者資格証明書の引渡し</td></tr>
<tr><td>３</td><td>被保険者証及び被保険者資格証明書の返還の受付</td></tr>
<tr><td colspan="2">～　略</td></tr>
</table>

別表第２（第17条関係）

<table>
<tr><td>略</td></tr>
</table>

備考

１　高齢者人口割については、前年度の９月30日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく満75歳以上の人口による。

２　人口割については、前年度の９月30日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口による。

</td></tr>
</table>

附　則

この規約は、令和６年12月２日から施行する。

議案第60号

市長等の退職手当の支給額の特例に関する条例の制定について

市長等の退職手当の支給額の特例に関する条例を次のように制定するにつき、議会の議決を求める。

令和６年９月５日　提出

門真市長　宮本　一孝

提案理由

本市の持続可能な行財政運営に資するため、市長等の退職手当の支給額の特例措置を定めるにつき、本条例案を提出するものである。

市長等の退職手当の支給額の特例に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、市長、副市長及び教育長に支給する退職手当について、特例を定めることを目的とする。

（退職手当の支給の特例）

第２条　市長に支給する退職手当については、特別職の職員の退職手当に関する条例（昭和40年条例第21号。以下「条例」という。）第３条の規定にかかわらず、支給しない。

２　副市長及び教育長（以下「副市長等」という。）に支給する退職手当の額は、条例第３条の規定にかかわらず、同条の規定により算出したそれぞれの額から次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。

⑴　副市長　100分の40

⑵　教育長　100分の30

附　則

この条例は、公布の日から施行し、同日に在職する市長が、令和10年７月23日までに退職した場合及び当該市長の在職期間中に選任され、又は任命された副市長等が、それぞれの在職期間中に退職した場合の退職手当について適用する。

議案第61号

門真市附属機関に関する条例の一部改正について

門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第３号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和６年９月５日　提出

門真市長　宮本　一孝

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定に基づき、（仮称）門真市立生涯学習複合施設に設置する家具の調達事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務を担任する（仮称）門真市立生涯学習複合施設家具調達事業者選定委員会を設置するとともに、附属機関の委員の報酬額を定めるにつき、本条例案を提出するものである。

門真市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
別表（第１条関係）
１　市長の附属機関
<table>
<tr><th>名称</th><th>担任する事務</th></tr>
<tr><td colspan="2">〜　略</td></tr>
<tr><td>（仮称）門真市立生涯学習複合施設家具調達事業者選定委員会</td><td>（仮称）門真市立生涯学習複合施設に設置する家具の調達事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務</td></tr>
</table>
２〜３　略
</td><td>
別表（第１条関係）
１　市長の附属機関
<table>
<tr><th>名称</th><th>担任する事務</th></tr>
<tr><td colspan="2">〜　略</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>
２〜３　略
</td></tr>
</table>

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
別表（第１条関係）
<table>
<tr><th>区分</th><th>報酬額</th></tr>
<tr><td colspan="2">〜　略</td></tr>
<tr><td>（仮称）門真市立第五中学校区小学校基本設計等業務委託事業者選定委員会委員</td><td>略</td></tr>
<tr><td>（仮称）門真市立生涯学習複合施設家具調達事業者選定委員会委員</td><td>日　8,400円</td></tr>
<tr><td colspan="2">略</td></tr>
</table>
備考　略
</td><td>
別表（第１条関係）
<table>
<tr><th>区分</th><th>報酬額</th></tr>
<tr><td colspan="2">〜　略</td></tr>
<tr><td>（仮称）門真市立第五中学校区小学校基本設計等業務委託事業者選定委員会委員</td><td>略</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">略</td></tr>
</table>
備考　略
</td></tr>
</table>

議案第62号

門真市立図書館条例の一部改正について

門真市立図書館条例（令和２年門真市条例第１号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和６年９月５日　提出

門真市長　宮本　一孝

提案理由

門真市立図書館について、本館及び分館１館の体制を見直すにつき、本条例案を提出するものである。

門真市立図書館条例の一部を改正する条例

門真市立図書館条例（令和２年門真市条例第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（設置等）
第２条　図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、門真市立図書館（以下「図書館」という。）を次のとおり設置する。
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>門真市立北島図書館</td><td>門真市大字北島546番地</td></tr><tr><td>門真市立門真図書館</td><td>門真市新橋町３番４－101号</td></tr></table></td><td>（設置等）
第２条　図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、門真市立図書館（以下「図書館」という。）を門真市新橋町３番４－101号に設置する。
<table><tr><td>＿＿</td><td>＿＿</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>＿</td><td>＿</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>＿</td><td>＿＿</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>２　門真市立北島図書館は、中央館として図書館を統括する。</td><td>２　図書館に次の分館を置く。
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>門真市立図書館門真市民プラザ分館</td><td>門真市大字北島546番地</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>（職員）
第４条　図書館に館長その他必要な職員を置くことができる。</td><td>（職員）
第４条　図書館に館長、分館長その他必要な職員を置くことができる。</td></tr>
<tr><td>（開館時間）
第５条　図書館の開館時間は、次の表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、図書館の開館時間を変更することができる。
<table><tr><th>区分</th><th>開館時間</th></tr><tr><td>門真市立北島図書館</td><td>午前10時から午後７時まで</td></tr><tr><td>門真市立門真図書館</td><td>午前10時から午後７時（日曜日にあっては午後５時、土曜日にあっては午後６時）まで</td></tr><tr><td colspan="2">備考　参考資料室の利用時間は、午前10</td></tr></table></td><td>（開館時間）
第５条　図書館の開館時間は、次の表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、図書館の開館時間を変更することができる。
<table><tr><th>区分</th><th>開館時間</th></tr><tr><td>門真市立図書館</td><td>午前10時から午後７時（日曜日にあっては午後５時、土曜日にあっては午後６時）まで</td></tr><tr><td>門真市立図書館門真市民プラザ分館</td><td>午前10時から午後７時まで</td></tr><tr><td colspan="2">備考　門真市立図書館のうち参考資料室</td></tr></table></td></tr>
</table>

改正後	改正前
時から午後６時（日曜日にあっては、午後５時）までとする。	の利用時間は、午前10時から午後６時（日曜日にあっては、午後５時）までとする。
（休館日） **第６条**　図書館の休館日は、次の表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。	（休館日） **第６条**　図書館の休館日は、次の表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。

区分	休館日
門真市立北島図書館	⑴　木曜日 ⑵　毎月第４金曜日 ⑶　12月29日から翌年の１月４日までの日（⑴に掲げる日を除く。） ⑷　特別整理期間
門真市立門真図書館	⑴　月曜日 ⑵　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（その日が日曜日に当たる場合を除く。） ⑶　毎月第４金曜日 ⑷　12月29日から翌年の１月４日までの日（⑴に掲げる日を除く。） ⑸　特別整理期間

区分	休館日
門真市立図書館	⑴　月曜日 ⑵　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（その日が日曜日に当たる場合を除く。） ⑶　毎月第４金曜日 ⑷　12月29日から翌年の１月４日までの日（⑴に掲げる日を除く。） ⑸　特別整理期間
門真市立図書館門真市民プラザ分館	⑴　木曜日 ⑵　毎月第４金曜日 ⑶　12月29日から翌年の１月４日までの日（⑴に掲げる日を除く。） ⑷　特別整理期間

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年３月１日から施行する。

（門真市立門真市民プラザ条例の一部改正）

２　門真市立門真市民プラザ条例（平成24年門真市条例第６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（構成施設） **第２条**　プラザを構成する施設（以下「構成施設」という。）の名称及び位置は、次の表のとおりとする。	（構成施設） **第２条**　プラザを構成する施設（以下「構成施設」という。）の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

改正後	改正前
構成施設の名称 / 位置 〜　略 / 略 門真市立北島図書館 / 略 〜　略 / 略	構成施設の名称 / 位置 〜　略 / 略 門真市立図書館門真市民プラザ分館 / 略 〜　略 / 略
（指定管理者による管理） **第４条**　市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にプラザ（門真市立北島図書館、門真市立市民公益活動支援センター及び門真市立こども発達支援センターを除く。以下「指定管理施設」という。）の管理を行わせることができる。	（指定管理者による管理） **第４条**　市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にプラザ（門真市立図書館門真市民プラザ分館、門真市立市民公益活動支援センター及び門真市立こども発達支援センターを除く。以下「指定管理施設」という。）の管理を行わせることができる。
（門真市立北島図書館） **第34条**　門真市立北島図書館については、門真市立図書館条例（令和２年門真市条例第１号）の定めるところによる。	（門真市立図書館門真市民プラザ分館） **第34条**　門真市立図書館門真市民プラザ分館については、門真市立図書館条例（昭和51年門真市条例第34号）の定めるところによる。

（門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第１項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部改正）

３　門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第１項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例（平成28年門真市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第１項の規定により市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は、次に掲げるものとする。 ⑴　門真市立図書館、門真市立公民館、門真市立歴史資料館、門真市立青少年活動センター及び門真市立生涯学習センター（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第７号から第９号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第１項の規定により市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は、次に掲げるものとする。 ⑴　門真市立図書館（分館を含む。）、門真市立公民館、門真市立歴史資料館、門真市立青少年活動センター及び門真市立生涯学習センター（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第７号から第９号まで及び第12号に掲げる事務のうち、

改正後	改正前
のみに係るものを含む。）。 ⑵～⑶　略	特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。 ⑵～⑶　略

議案第63号

門真市国民健康保険条例の一部改正について

門真市国民健康保険条例（昭和39年条例第14号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和６年９月５日　提出

門真市長　宮本　一孝

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第48号）による国民健康保険法の一部改正に伴い、被保険者証の返還に応じない者に係る罰則に関する規定を削るとともに、急患等の被保険者に係る保険料の徴収猶予について定めるにつき、本条例案を提出するものである。

門真市国民健康保険条例の一部を改正する条例

門真市国民健康保険条例（昭和39年条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（徴収猶予） **第25条**　市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によつて、その納付することができないと認められる金額を限度として、６箇月（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長１年）以内の期間に限つて徴収猶予することができる。 ⑴～⑶　略 ２　略	（徴収猶予） **第25条**　市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によつて、その納付することができないと認められる金額を限度として、６箇月以内の期間に限つて徴収猶予することができる。 ⑴～⑶　略 ２　略
第28条　世帯主が、法第９条第１項若しくは第５項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、100,000円以下の過料に処する。	**第28条**　世帯主が、法第９条第１項若しくは第９項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき又は同条第３項若しくは第４項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じないときは、100,000円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年12月２日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の門真市国民健康保険条例第25条第１項の規定は、令和６年度分の保険料のうち令和６年12月以後の期間に係るもの及び令和７年度以後の年度分の保険料について適用し、令和６年度分の保険料のうち令和６年11月以前の期間に係るもの及び令和５年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

３　この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和６年政令第260号）第９条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第64号

門真市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正等について

門真市立幼保連携型認定こども園条例（平成29年門真市条例第23号）の一部を次のように改正する等につき、議会の議決を求める。

令和６年９月５日　提出

門真市長　宮本　一孝

提案理由

門真市公立園最適化基本計画に基づき、門真市立大和田幼稚園及び門真市立上野口保育園を統合し、幼保連携型認定こども園として門真市立上野口保育園を設置する等につき、本条例案を提出するものである。

門真市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する等の条例

（門真市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正）

第１条　門真市立幼保連携型認定こども園条例（平成29年門真市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（名称及び位置）
第２条　認定こども園の名称及び位置は、次の表のとおりとする。
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>門真市立上野口保育園</td><td>門真市上野口町46番13号</td></tr></table></td><td>（名称及び位置）
第２条　認定こども園の名称及び位置は、次の表のとおりとする。
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
</table>

（門真市立幼稚園条例及び門真市立保育所条例の廃止）

第２条　次に掲げる条例は、廃止する。

⑴　門真市立幼稚園条例（昭和62年門真市条例第15号）

⑵　門真市立保育所条例（平成元年門真市条例第５号）

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、附則第３条、第５条及び第９条の規定は、公布の日から施行する。

（門真市立小・中学校施設設備使用条例の一部改正）

第２条　門真市立小・中学校施設設備使用条例（昭和51年門真市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td></td><td>（雑則）
第13条　この条例は、門真市立幼稚園の施設の使用について準用する。
２　前項の場合において第１条中「門真市立小・中学校（以下「学校」という。）」とあるのは「門真市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）」と、第２条中「当該小・中学校の長」とあるのは「当該幼稚園の長」と、第８条中「学校」とあるのは「幼稚園」と読み替えるものとする。</td></tr>
<tr><td>**第13条**　略</td><td>**第14条**　略</td></tr>
</table>

（門真市行政手続条例の一部改正）

第３条　門真市行政手続条例（平成11年門真市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（適用除外） **第３条**　次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第４章の２までの規定は、適用しない。 ⑴～⑶　略 ⑷　市立の中学校、小学校、幼稚園又は幼保連携型認定こども園において、教育の目的を達成するために、生徒、児童若しくは幼児又はこれらの保護者に対してされる処分及び行政指導 ⑸～⑽　略	（適用除外） **第３条**　次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第４章の２までの規定は、適用しない。 ⑴～⑶　略 ⑷　市立の中学校、小学校又は幼稚園において、教育の目的を達成するために、生徒、児童若しくは幼児又はこれらの保護者に対してされる処分及び行政指導 ⑸～⑽　略

第４条　門真市行政手続条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（適用除外） **第３条**　次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第４章の２までの規定は、適用しない。 ⑴～⑶　略 ⑷　市立の中学校、小学校又は幼保連携型認定こども園において、教育の目的を達成するために、生徒、児童若しくは幼児又はこれらの保護者に対してされる処分及び行政指導 ⑸～⑽　略	（適用除外） **第３条**　次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第４章の２までの規定は、適用しない。 ⑴～⑶　略 ⑷　市立の中学校、小学校、幼稚園又は幼保連携型認定こども園において、教育の目的を達成するために、生徒、児童若しくは幼児又はこれらの保護者に対してされる処分及び行政指導 ⑸～⑽　略

（門真市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正）

第５条　門真市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年門真市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） **第１条**　この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第４条	（趣旨） **第１条**　この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第４条

改正後	改正前
第１項の規定に基づき、門真市立の小学校、中学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。	第１項の規定に基づき、門真市立の小学校、中学校及び幼稚園の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。
（実施機関） **第２条**　補償は、門真市教育委員会（幼保連携型認定こども園の学校医等に係るものにあっては、市長。以下「委員会」という。）が実施する。	（実施機関） **第２条**　補償は、門真市教育委員会（　　以下「委員会」という。）が実施する。
（委任） **第６条**　この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則（幼保連携型認定こども園の学校医等に係るものにあっては、規則）で定める。	（委任） **第６条**　この条例の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。

第６条　門真市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） **第１条**　この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第４条第１項の規定に基づき、門真市立の小学校、中学校及び幼保連携型認定こども園の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） **第１条**　この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第４条第１項の規定に基づき、門真市立の小学校、中学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。

（経過措置）

第７条　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第２条第１号の規定による

廃止前の門真市立幼稚園条例第２条に規定する門真市立大和田幼稚園（以下「大和田幼稚園」という。）が提供した教育に係る利用者負担等（同条例第８条に規定する利用者負担等をいう。）及び第２条第２号の規定による廃止前の門真市立保育所条例第２条に規定する門真市立上野口保育園（以下「旧上野口保育園」という。）が提供した保育に係る利用者負担については、なお従前の例による。

第８条　施行日の前日において、大和田幼稚園に在園している者又は旧上野口保育園に在所している者の保護者は、施行日において第１条の規定による改正後の門真市立幼保連携型認定こども園条例第２条に規定する門真市立上野口保育園（以下「新上野口保育園」という。）に係る同条例第６条の規定による入園の承諾を受けたものとみなす。

（準備行為）

第９条　新上野口保育園への入園の承諾に関する手続その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第65号

門真市立市民交流会館条例の廃止について

門真市立市民交流会館条例（平成17年門真市条例第23号）を廃止するにつき、議会の議決を求める。

令和６年９月５日　提出

門真市長　宮本　一孝

提案理由

門真市立歴史資料館を移転し、門真市立市民交流会館の機能の一部を統合した施設を整備するに当たり、同館を廃止するにつき、本条例案を提出するものである。

門真市立市民交流会館条例を廃止する条例

門真市立市民交流会館条例（平成17年門真市条例第23号）は、廃止する。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第66号

令和６年度門真市一般会計補正予算（第７号）

令和６年度門真市の一般会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ689,740千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78,160,569千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第２表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第３条　既定の地方債の変更は、「第３表地方債補正」による。

令和６年９月５日　提出

門真市長　宮本　一孝

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
14 国庫支出金		23,670,738	△184,350	23,486,388
	1 国庫負担金	14,470,158	12,446	14,482,604
	2 国庫補助金	9,158,599	△196,813	8,961,786
	3 委託金	41,981	17	41,998
15 府支出金		5,277,693	4,782	5,282,475
	1 府負担金	3,578,927	1,121	3,580,048
	2 府補助金	1,123,907	3,661	1,127,568
18 繰入金		3,367,521	339,963	3,707,484
	1 基金繰入金	3,367,521	339,963	3,707,484
20 市債		9,433,114	457,400	9,890,514
	1 市債	9,433,114	457,400	9,890,514
21 繰越金		0	71,945	71,945
	1 繰越金	0	71,945	71,945
歳　入　合　計		77,470,829	689,740	78,160,569

歳　　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		7,663,317	86,317	7,749,634
	1 総務管理費	6,651,011	83,303	6,734,314
	2 徴税費	544,671	1,630	546,301
	3 戸籍住民基本台帳費	334,207	212	334,419
	4 選挙費	104,094	1,088	105,182
	5 統計調査費	26,585	84	26,669
3 民生費		34,878,161	269,461	35,147,622
	1 社会福祉費	13,716,326	61,909	13,778,235
	2 児童福祉費	8,552,522	97,334	8,649,856
	3 生活保護費	10,882,606	107,523	10,990,129
	4 国民健康保険費	1,726,707	2,695	1,729,402
4 衛生費		4,184,032	16,070	4,200,102
	1 保健衛生費	1,618,624	3,729	1,622,353
	2 清掃費	2,565,408	12,341	2,577,749
7 土木費		14,170,639	△30,227	14,140,412
	3 河川費	220,396	1,975	222,371
	4 都市計画費	7,595,128	△32,202	7,562,926
9 教育費		8,971,193	345,184	9,316,377
	1 教育総務費	4,187,009	344,399	4,531,408
	4 幼稚園費	120,218	648	120,866
	5 社会教育費	2,558,163	111	2,558,274
	6 保健体育費	812,694	26	812,720
12 予備費		55,281	2,935	58,216
	1 予備費	55,281	2,935	58,216
歳　出　合　計		77,470,829	689,740	78,160,569

第２表　　債務負担行為補正

追　　加

事　　項	期　　間	限　　度　　額
（仮称）門真市立第四中学校区小中一貫校他整備工事 （令和６年度物価上昇対応分）	令和７年度 ～ 令和８年度	千円 1,261,244
北部地域公立認定こども園整備事業	令和６年度 ～ 令和７年度	376,659
健（検）診及び予防接種医療機関請求書等点検入力業務委託（２） （乳幼児健康診査事業追加分）	令和７年度 ～ 令和８年度	372
ごみ焼却施設等基幹的設備改良工事及び包括管理運営事業 （令和６年度物価上昇対応分）	令和７年度 ～ 令和12年度	70,518
幸福町・垣内町地区老朽建築物等補償費（２）	令和７年度	32,355
幸福町・垣内町地区公共用地購入費（２）	令和６年度 ～ 令和７年度	53,380

変　更

事　　項	変　更　前	
	期　間	限　度　額
口座振替収納業務委託（５）	令和６年度 ～ 令和９年度	千円 4,856

変　　更　　後	
期　　間	限　　度　　額
令和６年度 ～ 令和９年度	千円 5,000

第３表　　地方債補正
変　　更

起　債　の　目　的	補正前			
	限　度　額	起債の方法	利　　率	償　還　方　法
	千円			
公　共　施　設　等　整　備	1,582,400	普通貸借又は証券発行	８．０％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	５年以内据置かつ３０年以内に半年賦及び年賦元利均等又は半年賦及び年賦元金均等の方法で償還する。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
社　会　福　祉　施　設　等　整　備	145,100			
住　宅　市　街　地　総　合　整　備	2,738,700			
学　校　教　育　施　設　等　整　備	2,355,400			
計	6,821,600			

補正後			
限度額	起債の方法	利率	償還方法
千円 1,589,600	普通貸借又は証券発行	８．０％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	５年以内据置かつ３０年以内に半年賦及び年賦元利均等又は半年賦及び年賦元金均等の方法で償還する。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
159,700			
2,707,200			
2,822,500			
7,279,000			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　　括

（歳　　入）

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
14 国庫支出金	23,670,738	△184,350	23,486,388
15 府支出金	5,277,693	4,782	5,282,475
18 繰入金	3,367,521	339,963	3,707,484
20 市債	9,433,114	457,400	9,890,514
21 繰越金	0	71,945	71,945
歳　入　合　計	77,470,829	689,740	78,160,569

（歳　　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	7,663,317	86,317	7,749,634
3 民生費	34,878,161	269,461	35,147,622
4 衛生費	4,184,032	16,070	4,200,102
7 土木費	14,170,639	△30,227	14,140,412
9 教育費	8,971,193	345,184	9,316,377
12 予備費	55,281	2,935	58,216
歳　出　合　計	77,470,829	689,740	78,160,569

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
212	7,200		78,905
9,182	14,600		245,679
1,971			14,099
△31,537	△31,500	△37	32,847
△175,164	467,100		53,248
			2,935
△195,336	457,400	△37	427,713

２　　歳　　入

１４款　国庫支出金

１項　国庫負担金

目	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
1 民生費国庫負担金	14,224,804	10,333	14,235,137
2 衛生費国庫負担金	220,185	1,005	221,190
3 教育費国庫負担金	25,169	1,108	26,277
計	14,470,158	12,446	14,482,604

１４款　国庫支出金

２項　国庫補助金

1 総務費国庫補助金	2,036,522	2,434	2,038,956

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
1 生活保護費等負担金	128	生活扶助費等負担金過年度分
5 子育てのための施設等利用給付費交付金	130	子育てのための施設等利用給付費交付金過年度分
21 特別障がい者手当等負担金	83	特別障がい者手当等負担金過年度分
95 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金	36	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金
97 障がい者自立支援給付費等負担金	9,956	障がい者自立支援給付費負担金過年度分
1 未熟児養育医療給付負担金	1,005	未熟児養育医療給付負担金
5 子育てのための施設等利用給付費交付金	1,108	子育てのための施設等利用給付費交付金過年度分

6 個人番号カード交付事務費補助金	212	個人番号カード交付事務費補助金

１４款　国庫支出金
　　２項　国庫補助金

目	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
2 民生費国庫補助金	412,521	7,012	419,533
3 衛生費国庫補助金	76,764	457	77,221
5 土木費国庫補助金	5,454,830	△31,537	5,423,293
6 教育費国庫補助金	1,167,285	△175,179	992,106

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
24 子ども・子育て支援事業費補助金	2,222	児童手当制度改正実施円滑化事業費補助金
2 子ども・子育て支援交付金	3,680	子ども・子育て支援交付金
3 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	1,682	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
36 子ども・子育て支援事業費補助金	1,650	児童手当制度改正実施円滑化事業費補助金
2 感染症予防事業費等補助金	2	感染症予防事業費等補助金
5 母子保健衛生費補助金	440	母子保健衛生費補助金
17 出産・子育て応援交付金	15	出産・子育て応援交付金
16 社会資本整備総合交付金	△31,537	住宅市街地総合整備事業費補助金
31 子ども・子育て支援交付金	15	子ども・子育て支援交付金
46 学校施設環境改善交付金	1,848	学校給食施設整備事業交付金

１４款　国庫支出金

１４款　国庫支出金
　　２項　国庫補助金

目	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
計	9,158,599	△196,813	8,961,786

１４款　国庫支出金
　　３項　委託金

2 民生費委託金	40,852	17	40,869
計	41,981	17	41,998

１５款　府支出金
　　１項　府負担金

1 民生費府負担金	3,564,778	65	3,564,843
2 衛生費府負担金	1,565	502	2,067
3 教育費府負担金	12,584	554	13,138
計	3,578,927	1,121	3,580,048

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
49 社会資本整備総合交付金	△172,100	都市再生整備計画事業補助金
64 公立学校施設整備費負担金	△4,942	公立学校施設整備費負担金

70 社会福祉委託金	17	基礎年金等事務費交付金

6 子育てのための施設等利用給付費交付金	65	子育てのための施設等利用給付費交付金過年度分
1 未熟児養育医療給付負担金	502	未熟児養育医療給付負担金
6 子育てのための施設等利用給付費交付金	554	子育てのための施設等利用給付費交付金過年度分

１４款　国庫支出金　１５款　府支出金

１５款　府支出金
　　２項　府補助金

目	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
2 民生費府補助金	618,031	3,639	621,670
3 衛生費府補助金	35,282	7	35,289
8 教育費府補助金	34,725	15	34,740
計	1,123,907	3,661	1,127,568

１８款　繰入金
　　１項　基金繰入金

5 まちづくり整備基金繰入金	991,810	△37	991,773
10 財政調整基金繰入金	230,000	340,000	570,000
計	3,367,521	339,963	3,707,484

２０款　市債
　　１項　市債

1 総務債	156,000	7,200	163,200
2 民生債	145,100	14,600	159,700
4 土木債	5,009,000	△31,500	4,977,500

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
31 子ども・子育て支援交付金	3,639	子ども・子育て支援交付金
30 出産・子育て応援交付金	7	出産・子育て応援交付金
31 子ども・子育て支援交付金	15	子ども・子育て支援交付金

1 まちづくり整備基金繰入金	△37	まちづくり整備基金繰入金
1 財政調整基金繰入金	340,000	財政調整基金繰入金

3 緊急防災・減災事業債	7,200	庁舎設備整備事業債
17 公共施設等適正管理推進事業債	14,600	新統合学校放課後児童クラブ整備事業債
1 住宅市街地総合整備事業債	△31,500	住宅市街地総合整備事業債

１５款　府支出金　１８款　繰入金　２０款　市債

２０款　市債

１項　市債

目	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
6 教育債	3,722,400	467,100	4,189,500
計	9,433,114	457,400	9,890,514

２１款　繰越金

１項　繰越金

1 繰越金	0	71,945	71,945
計	0	71,945	71,945

節		説明
区　分	金　額	
	千円	千円
16 公共施設等適正管理推進事業債	467,100	新統合学校整備事業債

1 前年度繰越金	71,945	前年度繰越金

２０款　市債　２１款　繰越金

3　歳　出

2款　総務費

1項　総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1　一般管理費	5,099,183	9,851	5,109,034		7,200 市債 7,200		2,651
15　南部市民センター費	38,927	1,507	40,434				1,507
20　財政調整基金費	0	71,945	71,945				71,945
計	6,651,011	83,303	6,734,314	0	7,200	0	76,103

節		説　　明
区　　分	金　　額	
	千円	千円
12 役務費	353	○児童・生徒の健全育成
		大阪・関西万博こどもの無料招待事業　312
		役務費　312
		通信運搬費　312
13 委託料	9,498	○施策評価対象外事業
		市役所庁舎等整備事業　9,498
		委託料　9,498
		各種業務委託料（資産）　9,498
		非常用発電機等設置工事実施設計業務委託料　9,498
		○施策評価対象外事業
		審査・金銭・物品出納及び決算事務　41
		役務費　41
		通信運搬費　41
11 需用費	1,507	○地域教育環境の充実
		南部市民センター運営事業　1,507
		需用費　1,507
		修繕料　1,507
		施設等修繕料　1,507
25 積立金	71,945	○施策評価対象外事業
		財政調整基金積立事業　71,945
		積立金　71,945
		財政調整基金（流動資産）　71,945
		基金積立金　71,945

２款　総務費
　２項　徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1　税務総務費	373,357	4	373,361				4
2　賦課徴収費	171,314	1,626	172,940				1,626
計	544,671	1,630	546,301	0	0	0	1,630

２款　総務費
　３項　戸籍住民基本台帳費

1　戸籍住民基本台帳費	334,207	212	334,419	212 国庫支出金 212			

節		説　　明
区　　分	金　　額	
	千円	千円
12 役務費	4	○効率的・効果的な行政運営
		証明書オンライン請求サービス事業（税証明書） 4
		役務費 4
		通信運搬費 4
12 役務費	1,626	○施策評価対象外事業
		税政関係事務 74
		役務費 74
		通信運搬費 74
		個人市民税課税事務 823
		役務費 823
		通信運搬費 823
		固定資産税課税事務 162
		役務費 162
		通信運搬費 162
		○施策評価対象外事業
		市税徴収事務 567
		役務費 567
		通信運搬費 567

14 使用料及び賃借料	144	○効率的・効果的な行政運営
		個人番号カード関連事務 212
		使用料及び賃借料 144
18 備品購入費	68	使用料及び賃借料（物件費） 144
		特急発行用パソコン等賃借料 144
		備品購入費 68

２款　総務費
　３項　戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	334,207	212	334,419	212	0	0	0

２款　総務費
　４項　選挙費

1 選挙管理委員会費	56,963	1,088	58,051				1,088
計	104,094	1,088	105,182	0	0	0	1,088

２款　総務費
　５項　統計調査費

1 統計調査総務費	26,585	84	26,669				84
計	26,585	84	26,669	0	0	0	84

節		説　　明
区　　分	金　　額	
	千円	千円 少額物品購入費　68 庁用器具費　68

13　委託料	1,088	○施策評価対象外事業 選挙管理委員会に関する事務　1,088 委託料　1,088 各種業務委託料（費用）　1,088 選挙機器等搬入・搬出業務委託料　1,088

1　報酬	82	○施策評価対象外事業 統計書作成事業　84 報酬　82 会計年度任用職員　82 役務費　2 通信運搬費　2
12　役務費	2	

3款　民生費

1項　社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1　社会福祉総務費	8,500,796	60,280	8,561,076				60,280

節		説　　明
区　　分	金　　額	
	千円	千円
12　役務費	445	○障がい児（者）等への支援
23　償還金利子及び割引料	59,835	地域生活支援事業　56
		償還金利子及び割引料　56
		過年度過誤納還付　56
		令和５年度地域生活支援事業費国庫補助金返還金　56
		障がい者等支援給付事業　12,541
		役務費　181
		通信運搬費　181
		償還金利子及び割引料　12,360
		過年度過誤納還付　12,360
		令和５年度障がい児入所給付費等国庫負担金返還金　12,360
		○生活保障と自立支援
		生活困窮者自立支援事業　6,412
		償還金利子及び割引料　6,412
		過年度過誤納還付　6,412
		令和５年度生活困窮者自立相談支援事業費等負担金返還金　6,412
		住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業　200
		償還金利子及び割引料　200
		過年度過誤納還付　200
		令和３年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金事業費分返還金　200
		価格高騰緊急支援給付金給付事業（新型コロナ対策）　50
		償還金利子及び割引料　50
		過年度過誤納還付　50
		令和４年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金事業費分返還金　50

3款　民生費

1項　社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2　老人福祉費	2,548,854	483	2,549,337				483
3　国民年金費	34,783	17	34,800	17 国庫支出金 17			

節		説明	
区　分	金　額		
	千円		千円
		物価高騰対策支援給付金給付事業	27
		役務費	27
		通信運搬費	27
		定額減税補足給付金（調整給付）給付事業	208
		役務費	208
		通信運搬費	208
		○施策評価対象外事業	
		自立支援医療公費負担事業	40,757
		償還金利子及び割引料	40,757
		過年度過誤納還付	40,757
		令和５年度障がい者医療費国庫負担金返還金	30,823
		令和５年度更生医療府費負担金返還金	9,934
		○施策評価対象外事業	
		障がい者手帳関係事業	7
		役務費	7
		通信運搬費	7
		障がい支援区分等認定事業	22
		役務費	22
		通信運搬費	22
28 繰出金	483	○高齢者への支援	
		介護保険サービス実施事業	483
		繰出金	483
		他会計への繰出金	483
		事務費繰出金	483
12 役務費	17	○施策評価対象外事業	
		国民年金事務	17
		役務費	17
		通信運搬費	17

3款　民生費
　1項　社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6 ひとり親家庭医療助成費	107,732	38	107,770				38
8 後期高齢者医療費	2,176,332	1,091	2,177,423				1,091
計	13,716,326	61,909	13,778,235	17	0	0	61,892

3款　民生費
　2項　児童福祉費

1 児童福祉総務費	668,397	29,734	698,131	67 国庫支出金 54 府支出金 13	14,600 市債 14,600		15,067

節		説　　明
区　　分	金　　額	
	千円	千円
12 役務費	38	○子育て世帯への支援 ひとり親家庭医療助成事業 38 役務費 38 通信運搬費 38
28 繰出金	1,091	○健康保険制度の適正な運営 後期高齢者医療事業 1,091 繰出金 1,091 他会計への繰出金 1,091 事務費繰出金 1,091

2 給料	15	○みんなで支え合う子育て環境づくり なかよし広場運営事業 5 償還金利子及び割引料 5 過年度過誤納還付 5 令和５年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金 5 ファミリー・サポート・センター運営事業 36 償還金利子及び割引料 36 過年度過誤納還付 36 令和５年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金 36 養育支援訪問事業 635 償還金利子及び割引料 635 過年度過誤納還付 635
3 職員手当等	194	
9 旅費	15	
12 役務費	102	
15 工事請負費	16,306	
23 償還金利子及び割引料	13,102	

3款　民生費

2項　児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

節		説　　明
区　分	金　額	
	千円	千円 令和５年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金 635 地域子育て支援センター運営事業　350 償還金利子及び割引料　350 過年度過誤納還付　350 令和５年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金 350 放課後児童クラブ運営事業　2,387 償還金利子及び割引料　2,387 過年度過誤納還付　2,387 令和５年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金 2,387 ○子育て世帯への支援 子育て短期支援事業　23 償還金利子及び割引料　23 過年度過誤納還付　23 令和５年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金 23 家庭児童相談事業　1,911 給料　15 一般職給　15 一般職給　15 職員手当等　194 地域手当　2 通勤手当　186 期末手当　3 勤勉手当　3 償還金利子及び割引料　1,702 過年度過誤納還付　1,702

３款　民生費

3款　民生費

2項　児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

節		説　　明
区　分	金　額	
	千円	千円 令和５年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金 31 令和５年度児童虐待防止対策等支援事業費国庫補助金返還金 1,671 ひとり親自立支援事業　7,579 旅費　15 費用弁償　15 償還金利子及び割引料　7,564 過年度過誤納還付　7,564 令和５年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金返還金 7,564 子ども・子育てサービス利用者支援事業　187 償還金利子及び割引料　187 過年度過誤納還付　187 令和５年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金 187 ○学校施設と教育環境の充実 学校適正配置推進事業　16,306 工事請負費　16,306 工事請負費（資産）　16,306 （仮称）新統合学校放課後児童クラブ整備工事　16,306 ○施策評価対象外事業 特別児童扶養手当支給事業　16 役務費　16 通信運搬費　16 児童扶養手当支給事業　41 役務費　41 通信運搬費　41 児童手当支給事業　45

３款　民生費

3款　民生費
　2項　児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 児童措置費	6,525,735	67,411	6,593,146	7,252 国庫支出金 3,626 府支出金 3,626			60,159

節		説明
区分	金額	
	千円	千円 役務費 45 通信運搬費 45 ○施策評価対象外事業 ひとり親世帯生活支援特別給付金給付事業 170 償還金利子及び割引料 170 過年度過誤納還付 170 ひとり親世帯生活支援特別給付金事務費国庫負担金返還金 170 ふたり親等世帯生活支援特別給付金給付事業 43 償還金利子及び割引料 43 過年度過誤納還付 43 ふたり親世帯生活支援特別給付金事務費国庫負担金返還金 43
19 負担金補助及び交付金	12,506	○子育て世帯への支援 保育所等給食費補助事業 1,542 負担金補助及び交付金 1,542 補助金 1,542 保育所等給食費補助金 1,542 ○就学前教育・保育の充実 民間保育所等補助事業 53,645 負担金補助及び交付金 8,629 補助金 8,629 一時預かり事業補助金 3,585 延長保育事業補助金 5,044 償還金利子及び割引料 45,016 過年度過誤納還付 45,016 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金返還金 544
23 償還金利子及び割引料	54,905	

3款　民生費

2項　児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

節		説　　明
区　分	金　額	
	千円	千円 令和５年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金 8,637 令和５年度保育対策総合支援事業費補助金国庫補助金返還金 35,835 病児・病後児保育事業　3,230 負担金補助及び交付金　2,251 補助金　2,251 病児・病後児保育事業補助金　2,251 償還金利子及び割引料　979 過年度過誤納還付　979 令和５年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金 979 保育士等確保事業　917 負担金補助及び交付金　84 負担金　84 保育士保育所支援センター負担金　84 償還金利子及び割引料　833 過年度過誤納還付　833 令和５年度保育対策総合支援事業費補助金国庫補助金返還金 833 ○施策評価対象外事業 児童扶養手当支給事業　3,704 償還金利子及び割引料　3,704 過年度過誤納還付　3,704 令和５年度児童扶養手当国庫負担金返還金　3,704 ○施策評価対象外事業 ひとり親世帯生活支援特別給付金給付事業　3,800 償還金利子及び割引料　3,800 過年度過誤納還付　3,800

3款　民生費

2項　児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 保育園費	722,493	174	722,667				174
5 こども医療助成費	449,906	15	449,921				15

節		説　　明
区　　分	金　　額	
	千円	千円 ひとり親世帯生活支援特別給付金事業費国庫負担金返還金 3,800 ふたり親等世帯生活支援特別給付金給付事業　450 償還金利子及び割引料　450 過年度過誤納還付　450 ふたり親世帯生活支援特別給付金事業費国庫負担金返還金 450 ○施策評価対象外事業 施設型給付事務　123 償還金利子及び割引料　123 過年度過誤納還付　123 子どものための教育・保育給付費国庫負担金過年度分返還金 82 子どものための教育・保育給付費府費負担金過年度分返還金 41
23　償還金利子及び割引料	174	○就学前教育・保育の充実 公立認定こども園運営事業　136 償還金利子及び割引料　136 過年度過誤納還付　136 令和５年度保育対策総合支援事業費補助金国庫補助金返還金 136 公立保育所運営事業　38 償還金利子及び割引料　38 過年度過誤納還付　38 令和５年度保育対策総合支援事業費補助金国庫補助金返還金 38
12　役務費	15	○子育て世帯への支援 こども医療助成事業　15

3款　民生費
　2項　児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	8,552,522	97,334	8,649,856	7,319	14,600	0	75,415

3款　民生費
　3項　生活保護費

1 生活保護総務費	689,460	107,514	796,974	1,718 国庫支出金 1,718			105,796

節		説　　明
区　　分	金　　額	
	千円	千円 役務費　15 通信運搬費　15

9 旅費	92	○生活保障と自立支援
12 役務費	1,431	健康管理支援事業　52 旅費　49 費用弁償　49 役務費　3 通信運搬費　3
13 委託料	3,300	扶養義務調査充実事業　16 役務費　16 通信運搬費　16
23 償還金利子及び割引料	102,691	債権管理適正化事業　56 旅費　43 費用弁償　43 役務費　13 通信運搬費　13 年金調査事業　7 役務費　7 通信運搬費　7 ○施策評価対象外事業 生活保護給付事業　107,383 役務費　1,392 通信運搬費　1,392 委託料　3,300

3款　民生費
　3項　生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 扶助費	10,162,872	0	10,162,872	128 国庫支出金 128			△128
3 中国残留邦人等支援給付費	30,274	9	30,283				9
計	10,882,606	107,523	10,990,129	1,846	0	0	105,677

3款　民生費
　4項　国民健康保険費

1 国民健康保険費	1,726,707	2,695	1,729,402				2,695
計	1,726,707	2,695	1,729,402	0	0	0	2,695

節		説　　明
区　　分	金　　額	
	千円	千円 各種業務委託料（費用）　3,300 生活保護システム業務委託料　3,300 償還金利子及び割引料　102,691 過年度過誤納還付　102,691 令和５年度医療扶助費等国庫負担金返還金　78,039 令和５年度介護扶助費等国庫負担金返還金　8,478 令和５年度生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金返還金　1,870 令和５年度生活保護費府費負担金返還金　14,304
		財源更正
12　役務費	9	○施策評価対象外事業 中国残留邦人等支援給付事業　9 役務費　9 通信運搬費　9

28　繰出金	2,695	○施策評価対象外事業 国民健康保険事業特別会計繰出金事務　2,695 繰出金　2,695 他会計への繰出金　2,695 職員給与費等分　2,695

３款　民生費

4款　衛生費

1項　保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健衛生総務費	542,554	3,194	545,748	1,969 国庫支出金 1,460 府支出金 509			1,225
2 予防費	716,531	535	717,066	2 国庫支出金 2			533

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
12 役務費	133	○子育て世帯への支援	
13 委託料	261	未熟児養育医療給付事業	2,634
20 扶助費	2,240	役務費	1
23 償還金利子及び割引料	560	通信運搬費	1
		扶助費	2,073
		未熟児養育医療公費負担	2,073
		償還金利子及び割引料	560
		過年度過誤納還付	560
		令和５年度未熟児養育医療給付国庫負担金返還金	560
		○母子保健の充実	
		乳幼児健康診査事業	383
		役務費	101
		通信運搬費	101
		委託料	115
		各種業務委託料（費用）	115
		請求書等点検入力業務委託料	115
		扶助費	167
		乳児一般（１か月児）健康診査給付費	167
		出産・子育て応援給付金給付事業	31
		役務費	31
		通信運搬費	31
		○施策評価対象外事業	
		庶務関連事務（健康増進課）	146
		委託料	146
		各種業務委託料（費用）	146
		健康管理システム業務委託料	146
12 役務費	49	○生涯を通じた健康づくりと病気の予防対策	
20 扶助費	480	健診・各種がん検診等事業	43
		役務費	43

4款　衛生費
　1項　保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	1,618,624	3,729	1,622,353	1,971	0	0	1,758

4款　衛生費
　2項　清掃費

2 塵芥処理費	2,258,364	12,341	2,270,705				12,341
計	2,565,408	12,341	2,577,749	0	0	0	12,341

7款　土木費
　3項　河川費

1 河川総務費	220,396	1,975	222,371				1,975

節		説　　明
区　　分	金　　額	
	千円	千円
23 償還金利子及び割引料	6	通信運搬費 43 健康教室・相談事業 6 償還金利子及び割引料 6 過年度過誤納還付 6 令和５年度保健事業補助金返還金 6 健康増進計画・食育推進計画策定事業 3 役務費 3 通信運搬費 3 がん患者のアピアランスケア支援事業 483 役務費 3 通信運搬費 3 扶助費 480 ウィッグ等補整具給付費 480

13 委託料	12,341	○快適に暮らせる生活基盤の整備 クリーンセンター施設棟運転維持管理事業 12,341 委託料 12,341 施設等維持管理業務委託料（費用） 12,341 ごみ焼却施設等包括管理運営業務委託料 12,341

11 需用費	1,975	○憩いの場の充実

４款　衛生費　　７款　土木費

7款　土木費
　3項　河川費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	220,396	1,975	222,371	0	0	0	1,975

7款　土木費
　4項　都市計画費

5 公園費	146,645	30,872	177,517				30,872
7 住宅市街地総合整備事業費	5,592,150	△63,074	5,529,076	△31,537 国庫支出金 △31,537	△31,500 市債 △31,500	△37 繰入金 △37	
計	7,595,128	△32,202	7,562,926	△31,537	△31,500	△37	30,872

9款　教育費
　1項　教育総務費

2 事務局費	3,673,457	344,334	4,017,791	△175,194	467,100		52,428

節		説　　明
区　　分	金　　額	
	千円	千円 用排水路・一般下水道及び都市下水路維持管理事業　412 需用費　412 光熱水費　412 ○下水道施設の基盤強化 調節池維持管理事業　1,563 需用費　1,563 光熱水費　1,563

13　委託料	30,872	○憩いの場の充実 公園維持管理事業　30,872 委託料　30,872 各種業務委託料（費用）　30,872 埋設廃棄物積込業務委託料　1,616 埋設廃棄物運搬処分業務委託料　29,256
17　公有財産購入費	△63,074	○まちの顔づくり 密集市街地整備事業　△63,074 公有財産購入費　△63,074 土地購入費　△63,074 公共用地購入費　△63,074

1　報酬	452	○学校施設と教育環境の充実

7款　土木費　　9款　教育費

9款　教育費

1項　教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
				国庫支出金 △175,194	市債 467,100		
3 教育振興費	491,061	60	491,121				60

節		説　　明
区　　分	金　　額	
	千円	千円
3 職員手当等	194	学校適正配置推進事業　343,648
		工事請負費　343,648
9 旅費	5	工事請負費（資産）　343,648
		（仮称）門真市立第四中学校区小中一貫校他整備工事
12 役務費	35	343,648
15 工事請負費	343,648	ＧＩＧＡスクール構想推進事業　651
		報酬　452
		会計年度任用職員　452
		職員手当等　194
		期末手当　106
		勤勉手当　88
		旅費　5
		費用弁償　5
		○施策評価対象外事業
		庶務関連事務（教育総務課）　32
		役務費　32
		通信運搬費　32
		○施策評価対象外事業
		庶務関連事務（保育幼稚園課）　3
		役務費　3
		通信運搬費　3
9 旅費	36	○学校教育の推進
		きめ細かな指導を実現する環境づくり事業　4
12 役務費	24	役務費　4
		通信運搬費　4
		学校図書館司書配置事業　36
		旅費　36
		費用弁償　36
		○施策評価対象外事業

9款　教育費
　1項　教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 人権教育推進費	8,024	5	8,029				5
計	4,187,009	344,399	4,531,408	△175,194	467,100	0	52,493

9款　教育費
　4項　幼稚園費

2 教育振興費	58,292	648	58,940	30 国庫支出金 15 府支出金 15			618
計	120,218	648	120,866	30	0	0	618

節		説明
区分	金額	
	千円	千円 就学事業 20 役務費 20 通信運搬費 20
23 償還金利子及び割引料	5	○平和と人権の尊重 人権教育推進支援事業 5 償還金利子及び割引料 5 過年度過誤納還付 5 令和５年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金 5

19 負担金補助及び交付金	123	○子育て世帯への支援 保育所等給食費補助事業 648 負担金補助及び交付金 123 補助金 123 保育所等給食費補助金 123 扶助費 47 実費徴収に係る補足給付費 47 償還金利子及び割引料 478 過年度過誤納還付 478 令和５年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金 478
20 扶助費	47	
23 償還金利子及び割引料	478	

９款　教育費

９款　教育費
　５項　社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1　社会教育総務費	2,206,963	111	2,207,074				111
計	2,558,163	111	2,558,274	0	0	0	111

９款　教育費
　６項　保健体育費

1　保健体育総務費	720,893	26	720,919				26
計	812,694	26	812,720	0	0	0	26

１２款　予備費
　１項　予備費

1　予備費	55,281	2,935	58,216				2,935
計	55,281	2,935	58,216	0	0	0	2,935

節		説　　明
区　　分	金　　額	
	千円	千円
1 報酬	68	○地域教育環境の充実
		（仮称）市立生涯学習複合施設建設事業　111
9 旅費	43	報酬　68
		（仮称）市立生涯学習複合施設家具調達事業者選定委員会委員　68
		旅費　43
		職員普通旅費　43

12 役務費	26	○児童・生徒の健全育成
		学校保健事業　26
		役務費　26
		通信運搬費　26

９款　教育費　１２款　予備費

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国府支出金	地方債	その他	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
口座振替収納業務委託（５）	5,000	−	−	令和６年度 〜 令和９年度	5,000	−	−	−	5,000
（仮称）門真市立第四中学校区小中一貫校他整備工事（令和６年度物価上昇対応分）	1,261,244	−	−	令和７年度 〜 令和８年度	1,261,244	−	1,134,600	−	126,644
北部地域公立認定こども園整備事業	376,659	−	−	令和６年度 〜 令和７年度	376,659	−	338,900	−	37,759
健（検）診及び予防接種医療機関請求書等点検入力業務委託（２）（乳幼児健康診査事業追加分）	372	−	−	令和７年度 〜 令和８年度	372	−	−	−	372
ごみ焼却施設等基幹的設備改良工事及び包括管理運営事業（令和６年度物価上昇対応分）	70,518	−	−	令和７年度 〜 令和12年度	70,518	−	−	−	70,518
幸福町・垣内町地区老朽建築物等補償費（２）	32,355	−	−	令和７年度	32,355	16,177	16,100	−	78
幸福町・垣内町地区公共用地購入費（２）	53,380	−	−	令和６年度 〜 令和７年度	53,380	26,689	26,600	−	91

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区分	前々年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
1. 普通債	30,061,707	31,827,794	9,670,100	2,758,986	38,738,908
(1) 総務債	6,125,076	5,506,741	183,100	724,377	4,965,464
(2) 民生債	1,759,797	1,655,275	270,300	236,773	1,688,802
(3) 衛生債	1,966,619	2,518,707	27,900	259,572	2,287,035
(4) 商工債	－	8,600	－	－	8,600
(5) 土木債	4,159,623	2,937,370	286,100	541,835	2,681,635
(6) 公営住宅債	10,135,646	12,631,139	4,673,700	524,308	16,780,531
(7) 消防債	45,556	62,957	41,700	4,954	99,703
(8) 教育債	5,869,390	6,507,005	4,187,300	467,167	10,227,138
2. 災害復旧	7,826	6,713	－	1,112	5,601
(1) 衛生債	6,688	5,738	－	950	4,788
(2) 土木債	1,138	975	－	162	813
3. その他	22,006,172	20,246,587	220,414	2,023,156	18,443,845
(1) 減税補てん債	93,629	48,225	－	27,716	20,509
(2) 臨時財政対策債	21,758,643	20,044,462	220,414	1,986,430	18,278,446
(3) 減収補てん債	153,900	153,900	－	9,010	144,890
合計	52,075,705	52,081,094	9,890,514	4,783,254	57,188,354

給 与 費 明 細 書

1．特 別 職

区分		職員数	給与費							共済費	合計	備考
			報酬	給料	期末手当（千円） 年間支給率（月分）	地域手当	寒冷地手当	その他の手当	計			その他の手当の内容
		（人）	（千円）	（千円）		（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	
補正後	長等	4	－	32,610	20,706 (4.40月)	4,892	－	4,725	62,933	9,347	72,280	
	議員	20	144,342	－	70,547 (4.40月)	－	－	－	214,889	41,749	256,638	
	その他の特別職	776	45,223	－	－	－	－	－	45,223	－	45,223	
	計	800	189,565	32,610	91,253 (4.40月)	4,892	－	4,725	323,045	51,096	374,141	
補正前	長等	4	－	32,610	20,706 (4.40月)	4,892	－	4,725	62,933	9,347	72,280	
	議員	20	144,342	－	70,547 (4.40月)	－	－	－	214,889	41,749	256,638	
	その他の特別職	772	45,155	－	－	－	－	－	45,155	－	45,155	
	計	796	189,497	32,610	91,253 (4.40月)	4,892	－	4,725	322,977	51,096	374,073	
比較	長等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	議員	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	その他の特別職	4	68	－	－	－	－	－	68	－	68	
	計	4	68	－	－	－	－	－	68	－	68	

２．一　般　職

（１）総　　括

区　　分	職　員　数 (人)	給与費 報　酬 (千円)	給　料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	共　済　費 (千円)	合　計 (千円)	備　考
補　正　後	(322)　829	483,545	2,950,866	3,037,661	6,472,072	1,249,499	7,721,571	
補　正　前	(322)　829	483,011	2,950,851	3,037,273	6,471,135	1,249,499	7,720,634	
比　　較	(-)　－	534	15	388	937	－	937	

	区　　分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
職員手当の内訳	補　正　後	92,360	473,986	243,368	79,427	112,740	913,302	708,249
	補　正　前	92,360	473,984	243,368	79,241	112,740	913,193	708,158
	比　　較	－	2	－	186	－	109	91
	区　　分	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	夜勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	義務教育等教員特別手当 (千円)	
	補　正　後	67,746	344,139	－	730	1,614	－	
	補　正　前	67,746	344,139	－	730	1,614	－	
	比　　較	－	－	－	－	－	－	

ア　会計年度任用職員以外の職員　　（　）内は、短時間勤務職員（外書き）

区　　分	職　員　数 (人)	給与費 給　料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	共　済　費 (千円)	合　計 (千円)	備　考
補　正　後	(1)　744	2,798,258	2,717,803	5,516,061	1,078,569	6,594,630	
補　正　前	(1)　744	2,798,258	2,717,803	5,516,061	1,078,569	6,594,630	
比　　較	(-)　－	－	－	－	－	－	

	区　　分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
職員手当の内訳	補　正　後	92,360	450,887	242,653	75,509	112,740	725,892	605,689
	補　正　前	92,360	450,887	242,653	75,509	112,740	725,892	605,689
	比　　較	－	－	－	－	－	－	－
	区　　分	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	夜勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	義務教育等教員特別手当 (千円)	
	補　正　後	67,746	341,993	－	720	1,614	－	
	補　正　前	67,746	341,993	－	720	1,614	－	
	比　　較	－	－	－	－	－	－	

イ　会計年度任用職員　　（ ）内は、会計年度任用職員の内、１週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職に比し短い職員（外書き）

区　分	職員数（人）	給与費 報酬（千円）	給料（千円）	職員手当（千円）	計（千円）	共済費（千円）	合計（千円）	備考
補正後	(321) 85	483,545	152,608	319,858	956,011	170,930	1,126,941	
補正前	(321) 85	483,011	152,593	319,470	955,074	170,930	1,126,004	
比較	(-) －	534	15	388	937	－	937	

	区　分	扶養手当（千円）	地域手当（千円）	超過勤務手当（千円）	通勤手当（千円）	管理職手当（千円）	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）
職員手当の内訳	補正後	－	23,099	715	3,918	－	187,410	102,560
	補正前	－	23,097	715	3,732	－	187,301	102,469
	比較	－	2	－	186	－	109	91
	区　分	住居手当（千円）	退職手当（千円）	夜勤手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	管理職員特別勤務手当（千円）	義務教育等教員特別手当（千円）	
	補正後	－	2,146	－	10	－	－	
	補正前	－	2,146	－	10	－	－	
	比較	－	－	－	－	－	－	

（２）報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区　分	増減額（千円）	増減事由別内訳	（千円）	説　明	備　考
報　酬	534	報酬改定に伴う増減分	－		
		その他の増減分	534		
給　料	15	給与改定に伴う増減分	－		
		昇給に伴う増加分	－		
		その他の増減分	15		
職員手当	388	制度改正に伴う増減分	－		
		その他の増減分	388	地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	

ア　会計年度任用職員以外の職員

区　分	増　減　額 （千円）	増　減　事　由　別　内　訳 （千円）		説　　明	備　　考
給　料	－	給与改定に伴う増減分	－		
		昇給に伴う増加分	－		
		その他の増減分	－		
職員手当	－	制度改正に伴う増減分	－		
		その他の増減分	－		

イ　会計年度任用職員

区　分	増　減　額 （千円）	増　減　事　由　別　内　訳 （千円）		説　　明	備　　考
報　酬	534	報酬改定に伴う増減分	－		
		その他の増減分	534		
給　料	15	給与改定に伴う増減分	－		
		その他の増減分	15		
職員手当	388	制度改正に伴う増減分	－		
		その他の増減分	388	地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	

議案第67号

令和６年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

令和６年度門真市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53,845千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,903,070千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和６年９月５日　提出

門真市長　宮本　一孝

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
4 府支出金		10,341,632	85	10,341,717
	1 府補助金	10,341,632	85	10,341,717
6 繰入金		1,742,852	2,695	1,745,547
	1 一般会計繰入金	1,726,707	2,695	1,729,402
8 繰越金		0	51,065	51,065
	1 繰越金	0	51,065	51,065
歳　　入　　合　　計		14,849,225	53,845	14,903,070

歳　　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		402,421	2,695	405,116
	1 総務管理費	402,186	2,690	404,876
	2 運営協議会費	235	5	240
4 保健事業費		141,604	85	141,689
	1 保健事業費	30,695	4	30,699
	2 特定健康診査等事業費	110,909	81	110,990
6 諸支出金		16,260	11,920	28,180
	1 償還金及び還付加算金	16,260	11,920	28,180
7 予備費		90,000	△11,920	78,080
	1 予備費	90,000	△11,920	78,080
9 基金積立金		0	51,065	51,065
	1 基金積立金	0	51,065	51,065
歳　出　合　計		14,849,225	53,845	14,903,070

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　　括

（歳　　入）

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
4 府支出金	10,341,632	85	10,341,717
6 繰入金	1,742,852	2,695	1,745,547
8 繰越金	0	51,065	51,065
歳　入　合　計	14,849,225	53,845	14,903,070

（歳　　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	402,421	2,695	405,116
4 保健事業費	141,604	85	141,689
6 諸支出金	16,260	11,920	28,180
7 予備費	90,000	△11,920	78,080
9 基金積立金	0	51,065	51,065
歳　出　合　計	14,849,225	53,845	14,903,070

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
		2,695	
85			
			11,920
			△11,920
			51,065
85	0	2,695	51,065

2　歳　入

4款　府支出金

1項　府補助金

目	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
1 保険給付費等交付金	10,328,942	85	10,329,027
計	10,341,632	85	10,341,717

6款　繰入金

1項　一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	1,726,707	2,695	1,729,402
計	1,726,707	2,695	1,729,402

8款　繰越金

1項　繰越金

1 繰越金	0	51,065	51,065
計	0	51,065	51,065

節		説明	
区　分	金　額		
	千円		千円
1 普通交付金	4	普通交付金	
2 特別交付金	81	保険者努力支援分	19
		特定健康診査等負担金	62

3 職員給与費等繰入金	2,695	職員給与費等繰入金

1 前年度繰越金	51,065	前年度繰越金

国民健康保険事業特別会計

3　歳　出

1款　総務費

1項　総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	398,869	2,690	401,559			2,690 繰入金 2,690	
計	402,186	2,690	404,876	0	0	2,690	0

1款　総務費

2項　運営協議会費

1 運営協議会費	235	5	240			5 繰入金 5	
計	235	5	240	0	0	5	0

節		説　　明
区　　分	金　　額	
	千円	千円
1 報酬	20	○健康保険制度の適正な運営
		健康保険管理事業　1,665
3 職員手当等	35	役務費　1,665
		通信運搬費　1,665
9 旅費	14	○効率的・効果的な行政運営
		収納管理事業　907
12 役務費	2,621	報酬　20
		会計年度任用職員　20
		職員手当等　35
		期末手当　19
		勤勉手当　16
		旅費　14
		費用弁償　14
		役務費　838
		通信運搬費　838
		○施策評価対象外事業
		健康保険賦課事業　118
		役務費　118
		通信運搬費　118

12 役務費	5	○健康保険制度の適正な運営
		健康保険管理事業　5
		役務費　5
		通信運搬費　5

国民健康保険事業特別会計

4款　保健事業費
　1項　保健事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 趣旨普及費	30,695	4	30,699	4 府支出金 4			
計	30,695	4	30,699	4	0	0	0

4款　保健事業費
　2項　特定健康診査等事業費

1 特定健康診査等事業費	110,909	81	110,990	81 府支出金 81			
計	110,909	81	110,990	81	0	0	0

6款　諸支出金
　1項　償還金及び還付加算金

5 償還金	0	11,920	11,920				11,920

節		説　　明
区　　分	金　　額	
	千円	千円
12 役務費	4	○健康保険制度の適正な運営
		健康保険管理事業　4
		役務費　4
		通信運搬費　4

12 役務費	81	○健康保険制度の適正な運営
		特定保健指導事業　68
		役務費　68
		通信運搬費　68
		特定健診事業　9
		役務費　9
		通信運搬費　9
		国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防事業　4
		役務費　4
		通信運搬費　4

23 償還金利子及び割引料	11,920	○健康保険制度の適正な運営
		健康保険管理事業　11,920
		償還金利子及び割引料　11,920
		過年度過誤納還付　11,920
		出産育児一時金臨時補助金返還金　45

国民健康保険事業特別会計

6款　諸支出金

1項　償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	16,260	11,920	28,180	0	0	0	11,920

7款　予備費

1項　予備費

1 予備費	90,000	△11,920	78,080				△11,920
計	90,000	△11,920	78,080	0	0	0	△11,920

9款　基金積立金

1項　基金積立金

1 国民健康保険財政調整基金積立金	0	51,065	51,065				51,065
計	0	51,065	51,065	0	0	0	51,065

節		説　　明
区　　分	金　　額	
	千円	千円 保険給付費等交付金償還金　11,875

25 積立金	51,065	○施策評価対象外事業 国民健康保険財政調整基金積立事業　51,065 積立金　51,065 財政調整基金（流動資産）　51,065 基金積立金　51,065

国民健康保険事業特別会計

給 与 費 明 細 書

1．一 般 職

（1）総　括

区　分	職員数（人）	給与費 報酬（千円）	給料（千円）	職員手当（千円）	計（千円）	共済費（千円）	合計（千円）	備考
補正後	(13) 27	24,010	94,041	89,106	207,157	40,653	247,810	
補正前	(13) 27	23,990	94,041	89,071	207,102	40,653	247,755	
比較	(－) －	20	－	35	55	－	55	

	区　分	扶養手当（千円）	地域手当（千円）	超過勤務手当（千円）	通勤手当（千円）	管理職手当（千円）	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）
職員手当の内訳	補正後	3,282	15,533	8,291	2,951	2,520	28,493	23,738
	補正前	3,282	15,533	8,291	2,951	2,520	28,474	23,722
	比較	－	－	－	－	－	19	16

区　分	住居手当（千円）	退職手当（千円）	夜勤手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	管理職員特別勤務手当（千円）	義務教育等教員特別手当（千円）
補正後	3,678	－	－	600	20	－
補正前	3,678	－	－	600	20	－
比較	－	－	－	－	－	－

ア　会計年度任用職員以外の職員　　（　）内は、短時間勤務職員（外書き）

区　分	職員数（人）	給与費 給料（千円）	職員手当（千円）	計（千円）	共済費（千円）	合計（千円）	備考
補正後	(－) 27	94,041	80,415	174,456	34,295	208,751	
補正前	(－) 27	94,041	80,415	174,456	34,295	208,751	
比較	(－) －	－	－	－	－	－	

	区　分	扶養手当（千円）	地域手当（千円）	超過勤務手当（千円）	通勤手当（千円）	管理職手当（千円）	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）
職員手当の内訳	補正後	3,282	15,533	8,291	2,951	2,520	23,761	19,779
	補正前	3,282	15,533	8,291	2,951	2,520	23,761	19,779
	比較	－	－	－	－	－	－	－

区　分	住居手当（千円）	退職手当（千円）	夜勤手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	管理職員特別勤務手当（千円）	義務教育等教員特別手当（千円）
補正後	3,678	－	－	600	20	－
補正前	3,678	－	－	600	20	－
比較	－	－	－	－	－	－

イ　会計年度任用職員　　（　）内は、会計年度任用職員の内、１週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職に比し短い職員（外書き）

区　分	職　員　数（人）	給与費 報　酬（千円）	給　料（千円）	職員手当（千円）	計（千円）	共済費（千円）	合　計（千円）	備　考
補　正　後	(13)　－	24,010	－	8,691	32,701	6,358	39,059	
補　正　前	(13)　－	23,990	－	8,656	32,646	6,358	39,004	
比　較	(－)　－	20	－	35	55	－	55	

	区　分	扶養手当（千円）	地域手当（千円）	超過勤務手当（千円）	通勤手当（千円）	管理職手当（千円）	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）
職員手当の内訳	補　正　後	－	－	－	－	－	4,732	3,959
	補　正　前	－	－	－	－	－	4,713	3,943
	比　較	－	－	－	－	－	19	16
	区　分	住居手当（千円）	退職手当（千円）	夜勤手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	管理職員特別勤務手当（千円）	義務教育等教員特別手当（千円）	
	補　正　後	－	－	－	－	－	－	
	補　正　前	－	－	－	－	－	－	
	比　較	－	－	－	－	－	－	

（２）報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区　分	増減額（千円）	増減事由別内訳	（千円）	説　明	備　考
報　酬	20	報酬改定に伴う増減分	－		
		その他の増減分	20		
給　料	－	給与改定に伴う増減分	－		
		昇給に伴う増加分	－		
		その他の増減分	－		
職員手当	35	制度改正に伴う増減分	－		
		その他の増減分	35	期末手当 勤勉手当	

ア　会計年度任用職員以外の職員

区　分	増　減　額 （千円）	増　減　事　由　別　内　訳 （千円）		説　　明	備　　考
給　料	－	給与改定に伴う増減分	－		
		昇給に伴う増加分	－		
		その他の増減分	－		
職員手当	－	制度改正に伴う増減分	－		
		その他の増減分	－		

イ　会計年度任用職員

区　分	増　減　額 （千円）	増　減　事　由　別　内　訳 （千円）		説　　明	備　　考
報　酬	20	報酬改定に伴う増減分	－		
		その他の増減分	20		
給　料	－	給与改定に伴う増減分	－		
		その他の増減分	－		
職員手当	35	制度改正に伴う増減分	－		
		その他の増減分	35	期末手当 勤勉手当	

議案第68号

令和６年度門真市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）

令和６年度門真市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,091千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,248,758千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和６年９月５日　提出

門真市長　宮本　一孝

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
3 繰入金		556,660	1,091	557,751
	1 一般会計繰入金	556,660	1,091	557,751
歳　　入　　合　　計		2,247,667	1,091	2,248,758

歳　　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		53,643	1,091	54,734
	1 総務管理費	46,997	909	47,906
	2 徴収費	6,646	182	6,828
歳　出　合　計		2,247,667	1,091	2,248,758

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　　括

（歳　　入）

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
3 繰入金	556,660	1,091	557,751
歳　　入　　合　　計	2,247,667	1,091	2,248,758

（歳　　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	53,643	1,091	54,734
歳　出　合　計	2,247,667	1,091	2,248,758

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
		1,091	
0	0	1,091	0

２　　歳　　入

３款　繰入金

１項　一般会計繰入金

目	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
1 事務費繰入金	48,696	1,091	49,787
計	556,660	1,091	557,751

節		説明
区　分	金　額	
	千円	千円
1 事務費繰入金	1,091	事務費繰入金

後期高齢者医療事業特別会計

3　歳　出

1款　総務費

1項　総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	46,997	909	47,906			909 繰入金 909	
計	46,997	909	47,906	0	0	909	0

1款　総務費

2項　徴収費

1 徴収費	6,646	182	6,828			182 繰入金 182	
計	6,646	182	6,828	0	0	182	0

節		説　　明
区　　分	金　　額	
	千円	千円
12 役務費	909	○健康保険制度の適正な運営
		後期高齢者医療事業　909
		役務費　909
		通信運搬費　909

12 役務費	182	○効率的・効果的な行政運営
		収納管理事業　182
		役務費　182
		通信運搬費　182

後期高齢者医療事業特別会計

議案第69号

令和６年度門真市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

令和６年度門真市の介護保険事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ483千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,273,636千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和６年９月５日　提出

門真市長　宮本　一孝

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
6 繰入金		2,421,662	483	2,422,145
	1 一般会計繰入金	2,421,662	483	2,422,145
歳　　入　　合　　計		14,273,153	483	14,273,636

歳　　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		397,885	483	398,368
	2 徴収費	20,481	483	20,964
歳　出　合　計		14,273,153	483	14,273,636

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　　括

（歳　　入）

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
6 繰入金	2,421,662	483	2,422,145
歳　　入　　合　　計	14,273,153	483	14,273,636

（歳　　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
1　総務費	397,885	483	398,368
歳　出　合　計	14,273,153	483	14,273,636

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
		483	
0	0	483	0

2　歳　入

6款　繰入金

1項　一般会計繰入金

目	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
4 その他一般会計繰入金	412,611	483	413,094
計	2,421,662	483	2,422,145

節		説　　明
区　　分	金　　額	
	千円	千円
1 事務費繰入金	483	事務費繰入金

介護保険事業特別会計

3　歳　出

1款　総務費

2項　徴収費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1　賦課徴収費	20,481	483	20,964			483 繰入金 483	
計	20,481	483	20,964	0	0	483	0

節		説　　明
区　　分	金　　額	
	千円	千円
12 役務費	483	○効率的・効果的な行政運営
		収納管理事業　483
		役務費　483
		通信運搬費　483

介護保険事業特別会計

議案第70号

教育委員会教育長の任命について

次の者を本市教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第４条第１項の規定により、議会の同意を求める。

令和６年９月５日　提出

門真市長　宮本　一孝

記

１　住　　所　[redacted]

１　氏　　名　八木下（やぎした）　理香子（りかこ）

１　生年月日　[redacted]

提案理由

本市教育委員会教育長八木下理香子の任期が令和６年９月30日をもって満了するので、本案を提出するものである。

参考資料

学　　歴

1　平成17年３月　　慶応義塾大学法学部卒業

職　　歴

1　平成17年４月　　文部科学省勤務

1　平成23年10月　　同　　高等教育局私学部私学助成課主任

1　平成24年４月　　同　　初等中等教育局初等中等教育企画課主任（見附市立見附小学校派遣）

1　同　10月　　同　　専門職（見附市立見附小学校派遣）

1　平成25年４月　　同　　児童生徒課生徒指導室専門職

1　平成26年４月　　同　　生徒指導第二係長

1　平成27年４月　　同　　財務課専門職

1　平成28年４月　　同　　給与予算・総括係長（併任）給与制度・企画係長（併任）給与決算係長

1　平成30年４月　　同　　定数企画係長

1　令和２年４月　　美祢市教育委員会事務局長

1　同　８月　　同　　（兼職）世界ジオパーク推進課長

1　令和４年４月　　同　　教育次長

1　令和５年４月　　門真市教育委員会事務局副教育長

1　令和６年４月　　門真市教育委員会教育長　現在に至る。

議案第71号

教育委員会委員の任命について

次の者を本市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第４条第２項の規定により、議会の同意を求める。

令和６年９月５日　提出

門真市長　宮本　一孝

記

１　住　　所　[redacted]

１　氏　　名　服部（はっとり）　雅俊（まさとし）

１　生年月日　[redacted]

提案理由

本市教育委員会委員髙橋元の任期が令和６年９月30日をもって満了するので、本案を提出するものである。

参考資料

学　　歴

1　平成５年３月　　大阪歯科大学卒業

職　　歴

1　平成５年４月　　大阪歯科大学歯周病学講座臨床研修医
1　平成10年４月　　田原歯科医院勤務
1　平成12年４月　　同　　退職
1　平成13年４月　　大阪歯科大学口腔治療学講座臨床研修医
1　平成15年10月　　服部歯科医院開院　現在に至る。
1　平成29年６月　　一般社団法人門真市歯科医師会理事
1　令和５年６月　　同　　常務理事　現在に至る。

認定第１号

令和５年度門真市歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和５年度門真市の一般会計、国民健康保険事業特別会計、都市開発資金特別会計、後期高齢者医療事業特別会計及び介護保険事業特別会計の歳入歳出決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和６年９月５日　提出

門真市長　宮本　一孝

認定第２号

令和５年度門真市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第４項の規定により、令和５年度門真市水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和６年９月５日　提出

門真市長　宮本　一孝

認定第３号

令和５年度門真市公共下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第４項の規定により、令和５年度門真市公共下水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和６年９月５日　提出

門真市長　宮本　一孝